



25文都計第77号
平成25年4月26日

日本イコモス国内委員会

委員長 西村 幸夫 様

文京区長 成澤廣修



富士見の眺望保全に関する報告依頼について（回答）

日ごろより、文京区の景観づくりにご理解とご協力をいただきありがとうございます。

平成25年3月22日付け及び平成25年4月18日付けでご送付いただきました日暮里富士見坂からの眺望保全に関する報告依頼について、次のとおり回答いたします。

荒川区にある「日暮里富士見坂」（以下「富士見坂」という。）からの眺望を保全するためには、ビスタイル内に建築する建築物等に対して、規模や高さを制限することになります。

文京区としては、ビスタイル上に土地を有し、又は建築物の建築等を行おうとする者の私権を制限することは大変困難であると考えます。

したがいまして、ビスタイル上に建設される建築物等に対して、富士見坂からの眺望に配慮してほしい旨、文京区は、建築物の建築を行う者に伝えましたが、要請については行わないことといったしました。

なお、規制を目的としたものではなく、ビスタイル上の関係者に対して理解と協力を求めていくための刊行物等を、富士見坂のある荒川区が主体となって作成するに当たっては、荒川区から正式な依頼を受けた場合、連携体制等についての協議を行った上、文京区も協力いたしたいと存じます。

*担当

文京区 都市計画部 計画調整課 景観担当 横山・大塚

〒112-8555 文京区春日1-16-21

電話 03-5803-1240

FAX 03-5803-1358

メール b400500@city.bunkyo.lg.jp